

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：13201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653020

研究課題名（和文）基本権保護と時効制度の関係

研究課題名（英文）The protection of the individual's fundamental rights and prescription system

研究代表者

香川 崇 (KAGAWA, TAKASHI)

富山大学・経済学部・教授

研究者番号：80345553

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、時効制度の憲法適合性に関するヨーロッパの議論を検討するものである。ヨーロッパの議論の中でも、ベルギーにおける消滅時効法の改正、欧州人権裁判所の判例を調査し検討した。その結果、(1)ベルギーでは、附帯私訴権に関する消滅時効と憲法の関係が問題となり、消滅時効の時効期間に関する改正が行われたこと、(2)欧州人権裁判所では、時効制度に関する①法律の目的の正当性、及び②目的と手段の間の合理的な比例関係、つまり、一般的利益の要求と個人の利益に公正な均衡があることが審査され、欧州人権裁判所が、②の審査において、時効で権利を失う者に対する適正手続の存在を重視していることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research project considers European argument about the constitutionality of prescription system. Specially, I examined the amendment to prescription in Belgium and the cases of European Court of Human Rights that judge whether or not prescription had been a violation of the European Convention on Human Rights.

I showed that (1) the relation between the extinction prescription of "action civile" and Constitution was made a problem in Belgium, and the period of the extinction prescription was reformed, (2) To judge a presence of an invasion of a property right by prescription, European Court of Human Rights checked legitimate aim of prescription, and examined whether there was a fair balance between the demands of the general interest of the community and the requirements of the protection of the individual's fundamental rights. In the judgment of fair balance, an existence of a procedural protection to the person who loses a right by prescription is emphasized.

研究分野：民法

キーワード：民法 時効 基本権

1. 研究開始当初の背景

2012 年の研究開始時において、いくつかの債権法改正提案が公開されていた。このうち、民法(債権法)改正検討委員会は、時効制度の憲法適合性についての疑義を避けるべきであると指摘していた(民法(債権法)改正検討委員会編『詳解 債権法改正の基本方針 III』(商事法務、2009 年)246 頁以下)。また、ヨーロッパでも、時効制度の憲法適合性が問題とされていた。例えば、ベルギーでは、憲法院判決に基づく時効法の改正が実施され、欧州人権裁判所では、時効制度の欧州人権条約適合性に関する判断が示されていた。このような状況から、憲法上の基本権と民法上の時効制度の関係に対する基礎的研究が必要とされていた。

2. 研究の目的

基本権の保護と時効制度の関係について、ヨーロッパ諸国並びに欧州人権裁判所の判例を検討し、時効制度につき新たな解釈を構築する。

3. 研究の方法

時効制度の憲法適合性が初めて問題にされたベルギーにおける法状況を分析し、次に、欧州人権条約と時効制度の関係が議論となった欧州人権裁判所の判例を検討する。そして、この判例に対する評論、及びこの判例以降の欧州人権裁判所の判例の展開について分析する。

4. 研究成果

(1) ベルギーにおける消滅時効制度と憲法の関係

本研究では、初めに、ベルギー憲法院における消滅時効に関する判例とその影響(特に時効法改正)を検討した。それは、欧州人権裁判所の後掲[1]の判例に先駆けて、ベルギーで短期消滅時効の憲法適合性が問題とされたからである。

1995 年、ベルギー憲法院において、附帯私訴権に関する短期消滅時効期間とベルギー憲法第 10 条(法の下平等)・第 11 条(差別の禁止)の関係が問題になった。ベルギー民法典第 2262 条は、原則的な消滅時効期間を 30 年としていた。しかし、刑事訴訟手続に関する 1878 年 4 月 17 日の法律第 26 条は、(1961 年 5 月 30 日の改正によって)附帯私訴権の消滅時効期間を犯罪行為から 5 年と定めた。ベルギー憲法 1995 年 3 月 21 日判決は、通常の訴権が 30 年の消滅時効にかかるのに対して、附帯私訴権だけが 5 年の消滅時効にかかることを正当化できないとして、同法律第 26 条が違憲であるとした(C. Const., 21 mars 1995, no25/95.)。

違憲判決を受けて、時効に関する諸規定を改正する 1998 年 6 月 10 日の法律(以下、「1998 年法」という)が成立した。1998 年法は、人的訴権の時効期間を 30 年から 10 年

に短縮した(ベルギー民法典第 2262 条 bis 第 1 項)。そして、附帯私訴権の消滅時効が民法典の諸規定に従うこととし、人的訴権のうち契約外の民事責任に関する民事責任訴権は、被害者が損害若しくは損害の悪化、並びに民事責任を負う者の同一性を認識した時点から 5 年、損害を発生させる事実がなされた時点から 20 年の時効にかかるとした(同条 bis 第 2 項、第 3 項)。

1998 年法は、契約外の民事責任に関する民事責任訴権を長期化するのではなく、人的訴権の時効期間を 10 年に短縮することで、一般的な人的訴権と附帯私訴権の消滅時効の差を縮めることを選択した。そのため、附帯私訴権の消滅時効の原則的な時効期間は、1998 年法以前のものと同じく 5 年である。もっとも、1998 年法が、契約外の民事責任に関する損害賠償訴権消滅の消滅時効において、権利者の権利行使の現実的期待可能性を考慮した起算点を置くことで、権利者の権利行使機会を確保している点に留意しなければならないだろう。

(2) 欧州人権条約と時効法の関係

欧州人権裁判所では、欧州人権条約とイギリスの消滅時効制度([1]CEDH, 22 oct. 1996, Stubbings et autre c/ Royaume-Uni, n° 22083/93 ; 22095/93)と取得時効制度([2]CEDH, 15 nov. 2005, J.A. Pye (Oxford) Ltd et J.A. Pye (Oxford) Land Ltd c/ Royaume-Uni, n° 44302/02. 及び、[2]の大法廷判決である[3]CEDH, 30 août 2007, G. de ch. J.A. Pye (Oxford) Ltd et J.A. Pye (Oxford) Land Ltd c/ Royaume-Uni, n° 44302/02.)の関係が問題となった。

①消滅時効

[1]では、イギリスの 1980 年出訴期限法(Limitation Act 1980)第 2 条の定める 6 年の期間制限と、欧州人権条約第 6 条 1 項の「公正な裁判を受ける権利」の関係が問題となった。ヨーロッパ人権裁判所は、法的安定性の確保という消滅時効の目的に正当性があり、権利者に刑事訴追の可能性が残されていること等から消滅時効の目的と手段が比例したものであるとして、イギリス法上の消滅時効制度が欧州人権条約第 6 条 1 項に違反していないとした。

②取得時効

[2][3]では、イギリスの 1980 年出訴期限法と 1925 年土地登記法(Land Registration Act 1925)における取得時効制度と、欧州人権条約第 1 議定書第 1 条の関係が問題となった。

(ア) イギリスにおける取得時効法の変遷

[2][3]を検討する前提として、イギリスにおける取得時効制度である反対占有制度(adverse possession)について一瞥してお

きたい。1980年出訴期限法第15条によれば、占有開始時から12年間、占有者に対する土地回復訴訟を提起しなかった場合、所有権者は土地の占有回復訴訟を提起する権利を失う(金光寛之『イギリス土地登記制度の研究』99頁(慶應義塾大学出版会、2001年))。その結果、登録名義人は、占有された土地が登録土地の場合、占有者の受託者として土地保有することになる(1925年土地登記法第75条)。

1998年に至って、土地登記法改正の諮問文書(consultative documents)は、登録土地に関する反対占有の存在意義の問題点を指摘した。すなわち、反対占有の存在理由とされるもののうち、最も強い理由である譲渡の容易化というものは、未登録土地にのみ妥当するものであり、登録土地に妥当しない。そこで、諮問文書は、反対占有の対象が登録土地である場合、10年の占有継続によって、占有者に対して申請権が与えられるという制度を提案した。占有者がある申請をなすと、登録名義人に申請が通知される。通知を受けた登録名義人からの反論があった場合、原則として、占有者からの申請が拒絶される。ただし、登録名義人からの反論があったとしても、占有者が反論後2年間、占有を継続したならば、占有者は占有している土地を時効取得できる(“Land Registration for the Twenty-First Century”, (1998) Law Com No 254.)。2001年の土地登記法改正法案は、諮問文書で提案されたものとほぼ同様のシステムを提案し(“Land Registration for the 21st Century: A Conveyancing Revolution”, (2001) Law Com No 271.)、このシステムは2002年土地登記法(Land Registration Act 2002)によって立法化された。

[2][3]の事件は、イギリス国内における上記の改正途中で発生したものである。

(イ) [2][3]の事案

[2][3]の事案は、次のようなものであった。X₁ (J. A. Pye (Oxford) Ltd.) は、本件土地を所有していた。X₁は、1983年12月31日まで本件土地で放牧する旨の立入権契約をY (Graham)と締結した。Yは、当該契約の期間が満了した後も1999年まで占有を継続した。Yが占有している期間である1986年に、X₂ (J. A. Pye (Oxford) Land Ltd.) は、X₁から本件土地を取得していた。なお、X₁とX₂は、本件土地の所有者として登録されている。1997年に、Yが、反対占有によって本件土地につき権原を取得したとして、予告登録(caution)をしたので、X₁とX₂は、1998年に予告登録の抹消を求める訴えを提起し、1999年に占有回復を求める訴えを追加した。

この事件の高等法院判決(J A Pye (Oxford) Ltd and another v. Graham and another, [2001] EWCA Civ 117.) は、反対占有の完成を否定したが、貴族院判決(J A Pye (Oxford) Ltd and another v. Graham

and another, [2002] UKHL 30, [2002] 3 All ER 865) は、反対占有の完成を認めた。

(ウ) [2]判決の概要

[2]では、反対占有制度と欧州人権条約第1議定書第1条の関係が問題になった。欧州人権条約第1議定書第1条は、「すべての自然又は法人は、その『財産(possessions; biens)』を平穩に享受する権利を有する。何人も、公益の利益のため、かつ、法律および国際法の一般原則の定める要件に従う場合を除く他、その財産を剥奪されない。

ただし、前項の規定は、国家が一般的利益に基づいて財産利用を規制するために、あるいは租税その他の負担金若しくは罰金の支払いを確保するために、必要とみなす法律を実施する権利を、損なうものではない。」と定める。

同条の財産(possessions; biens)には、所有権のような物権だけでなく、債権(claims; créances)も含まれていると解されている(Harris, David et al., Harris, O'Boyle & Warbrick: law of the European Convention on Human Rights (2nd ed., 2009)p.656.; S. Maya, Legitimate Expectations Under Article 1 of Protocol No. 1 to the European Convention on Human Rights, pp. 74-75.)。

欧州人権裁判所は、欧州人権条約第1議定書第1条に三つの規範が区別され、それに応じた介入形態が定められているとする。すなわち、財産権に対する介入は、(i)財産の享有に対する介入(同条第1項第1文)、(ii)財産剥奪(同条第1項第2文)、(iii)財産利用の規制(同条第2項)のいずれかに分けられた上で、それぞれ審査が行われる。このうち、(ii)と(iii)は、より一般的な性格を有する(i)の特別な場合と位置づけられる(門田・前掲「欧州人権条約における財産権保障の構造(二)」92、93頁)。現在の欧州人権裁判所は、(α)介入の目的に正当性があり、(β)採用された手段と目的に「比例関係(proportionate)」があること、すなわち、個人の利益と集団的利益の間に公正な均衡があり、個人に対して不均衡(dis proportionate)で過度の負担を課していないことという基準によって、財産権に対する国家の介入の正当性を判断している(B. Rainey, E. Wicks and C. Ovey: Jacobs, White and Ovey: the European Convention on Human Rights (6th ed., 2014) p. 519.)。なお、欧州人権条約第1議定書第1条第1項第2文の「(ii)財産剥奪」が問題となる場合、補償の要否が(β)の基準を判定する重要な要素であり、通常、補償を欠く財産剥奪は比例を欠く介入と判断される。もっとも、欧州人権裁判所は、締約国に広い裁量の余地を認めており、相当低額に抑えられた補償であっても、人権条約違反とまでは認定されないことが少なくない(門田孝「欧州人権条約における財産権保障の構造(二)」広島法学32巻3号108頁(2009年))。

[2]は、反対占有制度が、第1議定書第1条第1項第2文の「財産権の剥奪」に当たるとする。そして、「財産権の剥奪」の場合には、権利侵害の目的の正当性とその目的と財産権の尊重との公正な均衡が問題になるとする。[2]は、反対占有制度の目的の正当性を認めたものの、財産権剥奪の補償の欠缺から、反対占有制度が公正な均衡を侵害しているという。すなわち、財産権に対する補償なき収容が許されるのは、特別な事情がある場合だけである。また、その補償の欠缺は、適切な手続保障の欠缺の観点からも検討されるべきである。イギリスの2002年土地登記法における所有者に対する通知システムは、所有権を失う危険につき注意をもたらす制度である。これに対して、2002年改正前において、占有者は何らの通知義務も負っていない。それゆえ、反対占有制度が、所有者であった原告に過度の負担を課すものであって、公益の要請と財産権の尊重の公正な均衡を侵害するものであるから、反対占有制度が第1議定書第1条に違反しているとした(なお、7名の裁判官のうち、賛成の裁判官は4名、反対の裁判官は3名であった)。

(エ) [3]の概要

[2]に対して、イギリス政府は大法廷に上訴した。[2]の大法廷判決である[3]は、反対占有制度が第1議定書第1条に違反していないとした。

[3]の法廷意見は、[2]と異なり、反対占有制度が、欧州人権条約第1議定書第1条第2項の「利用の規制」に当たるとした。法廷意見は、初めに、反対占有制度が一般的利益を正当に追及しているのかという点を検討する。この検討に際して、法廷意見は、欧州人権条約第1議定書第1条第2文の「財産権の剥奪」が問題となった欧州人権裁判所の判例(CEDH, 30 juin 2005, Jahn et autre c/ Allemagne, n° 46720/99, 72203/01 et 72552/01.)を引用して、通常、財産の収用に關する法を制定する場合、政治的、経済的又は社会的問題が考慮されているとする。そのため、「社会及び公共政策を実施するために立法府の保持できる評価の余地が、広範なものであるべきことは当然である。そこで、裁判所は、何が『公共の利益のため』になるかに關する立法府の判断を、こうした判断が明らかに合理的根拠を欠くのでない限り、尊重するものである」と述べ、国家当局に広範な「評価の余地 (margin of appreciation ; marge d'appréciation)」があることを認める(門田・前掲「欧州人権条約における財産権保障の構造(二)」105頁)。このような理解を前提に、法廷意見は、所有権の特徴を指摘する。すなわち、所有権の特徴は、所有権の利用や譲渡について国毎に異なった規定を有するという点にあり、所有権に対して適用される規定は、各国の社会政策を反映したものである。その社会政策は、所有権の重要

性や役割について国家的に与えられた概念を背景としている。それゆえ、立法者が、土地所有権の権原の登録という外形的な事実よりも、長期間継続し、かつ争われなかった占有を重視することも許容される。以上から、法廷意見は、反対占有制度による所有者の権原の消滅が、明らかに合理的根拠を欠くとはいえないので、反対占有制度の目的に一般的利益が存在するという。

次に、法廷意見は、目的と手段の間の合理的な比例関係、すなわち、所有者の権利と一般的利益の公正な均衡について検討する。法廷意見は、目的の実現手段の選択においても、立法府に広範な裁量の余地があるとし、反対占有制度が明らかに合理的根拠を欠くとはいえないとした。[2]で問題とされた適正な補償について、法廷意見は、反対占有が「財産権の剥奪」ではなく、「利用の規制」であることから、剥奪に關する先例は本件に適用されないとする。また、[2]では適正手続の欠缺も問題とされていたが、法廷意見は、Xらが訴え提起可能であったことから、手続保障がなかったわけではないという。以上の検討から、法廷意見は、所有者の権利と一般的利益に公正な均衡があるとして、反対占有が欧州人権条約第1議定書第1条第2項に違反していないとした。

[3]には、ROZAKIS 裁判官ら5名による共同反対意見(以下、「共同反対意見」という)と LOUCAIDES 裁判官の反対意見(以下、「LOUCAIDES 反対意見」という。なお、KOVLER 裁判官はこの意見に同意している)が付せられていたことに留意しなければならない。

共同反対意見は、法廷意見と同じく、反対占有が第1議定書第1条第2項の「利用の規制」に該当するものであり、正当な目的を有するものであると解する。しかしながら、共同反対意見は、適正手続の欠缺に着目する。すなわち、補償を受けられない所有者について均衡が保たれているというのであれば、特に、登録名義人の権利を保護する手段が必要である。それにもかかわらず、[2][3]が問題となった当時の反対占有制度では、登録土地の所有権のために十分な保護が用意されていなかった。それゆえ、共同反対意見は、反対占有制度において所有者の権利と一般的利益の公正な均衡が欠けているという。

LOUCAIDES 反対意見は、反対占有制度の目的に合理性がないとする。仮に、反対占有制度が第1議定書第1項第2文の「財産権の剥奪」に該当し、反対占有制度の目的が公益にかなうとしても、その剥奪の要件(12年しかない制限期間、権原の喪失、補償の欠缺)が公正な均衡を侵害しているという。

(3) [3]の影響

①[3]に対するフランスにおける評価

この判決につき、フランスの Hugues Périnet-Marquet は、次のように述べる

(Hugues Périnet-Marquet, obs JCP 2008, I. 127, n° 1.). 取得時効制度に慣れたフランスの法律家からすれば、[3]で提起された問題は唐突なもののように思われる。フランスにおいて、時効期間の長さが問題とされたこともあったものの、取得時効の原理それ自体は問題とされていない。[3]は、所有権の真の権原を与える登記制度 (livre foncier) を採用していない国、すなわち (対抗要件主義を採用する) フランスにも影響を与えるだろう。もっとも、フランスにおいて、取得時効は基礎的な役割を果たしている。フランスの公証人は、職業的義務として、取得時効の完成を確認するために、取得時効の完成に要する期間 (30 年 (フランス民法第 2272 条第 1 項。2008 年改正前の民法第 2262 条)) を遡って、取得者の連鎖を調査する。取得時効の廃止は、所有権に関するわが国の法に混沌や著しく不安定な状況を招く。それゆえ、Hugues Périnet-Marquet は、多くの者が取得時効の有用性を承認しているのにもかかわらず、取得時効制度を緊急に見直す必要があるのだろうか」と主張する。

② フランスにおける取得時効制度と憲法の問題

[3]の後、フランスにおいては、取得時効の憲法適合性が問題とされた。すなわち、破毀院第三民事部 2011 年 7 月 17 日判決 (Bull. Civ. III, n° 106) と破毀院第三民事部 2011 年 10 月 12 日判決 (Bull. Civ. III, n° 170) において、原告は、取得時効が 1789 年 8 月 26 日の人権宣言の第 2 条及び第 17 条に違反していると主張した。なお、憲法院への移送については、(1) 違憲の申立ての対象となっている法律規定が訴訟もしくは手続に適用され、または訴追の基礎をなすこと、(2) 当該条項が、憲法院判決の理由および主文において合憲の判断がなされていないことに加え、問題の新規性及び重大性が要件とされており (2009 年 12 月 10 日の「憲法第 61 条の 2 の適用要件を定める組織法律」第 23 条の 4、第 23 条の 5 第 3 項 (山野嘉朗「憲法的価値理念と保険関連法規」生命保険論集第 177 号 4 頁以下 (2011 年) 参照))、破毀院第三民事部では特に問題の新規性及び重大性が争われた。

破毀院第三民事部は、両判決において、(α) 取得時効は、人から所有権を奪うものでなく、一定の条件の下で、占有者に対して、一定期間争われることがなかった事実状態に対応した所有権を与えるものであり、(β) 取得時効制度は、継続・中断なき・平穩・公然・不明瞭でない・所有者としての占有という特徴をまとった継続した事実を所有権に合致させることで、法的安定性という一般利益を目的とするものであるとして、憲法院に移送するための要件 (問題の新規性・重大性) が欠けるとした。

(4) [3]以降の欧州人権裁判所判例

[3]以降の欧州人権裁判所判例として注目すべきは、銀行預金債権の消滅時効に関する [4]CEDH, 29 janv. 2013, Zolotas c/ Grèce, n° 66610/09. であろう。

ギリシャ民法は、請求権が一般的に 20 年の時効 (ギリシャ民法第 247 条、249 条)、利息に関する請求権が 5 年の時効 (ギリシャ民法第 250 条) にかかるとし、消滅時効の完成によって履行拒絶権が発生すると定める (ギリシャ民法第 272 条第 1 項。カライスコス・アントニウス「ギリシャ民法典邦訳 (1)」比較法学 41 巻 2 号 328 頁 (2008 年))。もっとも、1946 年 5 月 30 日のデクレ・ロワ (以下、「デクレ・ロワ」という) 第 3 条は、ギリシャ・ナショナル銀行に預金をした場合、口座開設の日から 20 年間取引されないならば、その寄託された金銭が国庫に帰属し、利息についてもその支払可能な日から 5 年で国庫に帰属するとしていた。この消滅時効によって預金債権を失った債権者は、債務者 (ギリシャ・ナショナル銀行) に対して預金の返還を求める訴えを提起したところ、ギリシャの最高裁判所が請求を棄却したので、欧州人権裁判所においてデクレ・ロワ第 3 条の欧州人権条約第 1 議定書第 1 条違反を主張した。

[4]は、デクレ・ロワ第 3 条が欧州人権条約第 1 議定書第 1 条第 1 項第 1 文の「財産の享有に対する介入」に当たるとする。そして、この場合には、共同体の一般的利益の要求と個人の人権の保護の要請との間の公正な均衡の有無が問題になるという。

[4]は、預金債権に関するデクレ・ロワ第 3 条の目的が、存在の不確定な法的関係を集団的利益のために終結させるものであり、正当な目的を追求するものであるとする。

しかし、[4]は、次の点から、デクレ・ロワ第 3 条が、集団的な一般利益の要請と個人の人権の保護の要請の間に存在すべき公正な均衡を破っているという。口座の名義人は、特に、銀行預金の利息が預金に組み入れられたことを認識した場合には、その寄託が安全であると信じるのが許される。つまり、銀行との契約を危険にさらすかもしれない状況が発生したならば、その状況に関する情報が銀行から提供されると、預金債権者は期待するであろうし、その期待は正当なものである。確かに、欧州人権裁判所は、法的安定の原則の重要性を繰り返し述べているが、国家には、国民を保護する義務があり、銀行に対して次のような行為を要求すべき義務がある。その行為とは、時効期間の満了が接近しているという情報を預金債権者に対して提供し、時効を中断する可能性を与えるというものである。国家がこの種の預金債権者にとって必要な情報提供を要求しないことは、預金債権者に過度で不均衡な負担を課すものであり、集団的な一般利益の要請と個人の人権の保護の要請の間に存在すべき公正な均衡を破るものである。以上の理由から、[4]

は、デクレ・ロワ第3条が第1議定書第1項に違反しているとした。

(5)本研究の総括

(ア)時効の存在理由と憲法適合性

ベルギーにおいて、憲法適合性が問題とされたのは、時効の存在理由ではなく、短期消滅時効の時効期間であった。欧州人権裁判所において、[3]の LOUCAIDES 反対意見は、時効の存在理由について疑義が述べる。しかし、欧州人権裁判所の判例[1]、[2]、[3]の法廷意見と共同反対意見及び[4]は、時効制度の存在理由それ自体を否定していない。むしろ、目的と手段の間の合理的な比例関係の有無にしたがって、時効制度の欧州人権条約違反が判断されている点に注意が必要である。

(イ) [3] と[4]における適正手続の意義

[2]は、所有者に対する補償の欠缺と所有者のための適切な手続保障の欠缺を重視するが、[3]の法廷意見は、集団的な一般利益の要請と個人の人権の保護の要請の間に公正な均衡があるとした。もっとも、[3]の共同反対意見は、2002年の法改正前の反対占有制度では、登録土地の所有権のために十分な保護が用意されていなかったとして、反対占有制度が公正な均衡を欠くとする。この意見は、権利者が自己の権利を確保するための適正な手続の存否という点に着目するものといえよう。

[4]も、[3]の共同反対意見と同様に、権利者における適正手続の有無に着目するものである。すなわち、[4]は、時効期間の満了の接近という情報提供によって、債権者に時効を中断する可能性を与えられることを重視する。これは、時効制度における目的と手段の間の合理的な比例関係の審査において、権利者保護のための適正手続の存在が重要であることを示すものといえよう。

(ウ) わが国における時効法研究に対する示唆と今後の課題

わが国では、時効の存在理由をめぐる華々しい議論がなされてきた。ところが、ベルギーの憲法裁判所、フランスの議論及び欧州人権裁判所の判例は（[3]の LOUCAIDES 反対意見を除いて）、時効の存在理由の正当性を特に問題にしていない。むしろ、時効制度において、権利者に適正手続が確保されているのが問題とされているように思われる。特に[3]の共同反対意見や[4]は、問題となった時効制度において権利者に適正手続が確保されていなかったと指摘して、欧州人権条約第1議定書第1条違反を導いている。したがって、時効制度における権利者の適正手続の確保という観点からは、わが国の今後の時効法解釈に重要な示唆を与えるものである。

もっとも、時効制度の憲法適合性に関する研究は、緒に就いたところである。それゆえ、今後も、ヨーロッパにおける議論の展開に注

目しなければならないだろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

①香川 崇「わが国裁判例にみる消滅時効の援用と信義則」富大経済論集 58 巻 2・3 号 35-78 頁(2013)査読無

②香川 崇「抵当権設定登記後に不動産を賃借権の時効取得期間占有した者が取得時効を買受人に対抗することの可否」法律時報 84 巻 12 号 107-110 頁 (2012)査読無

③香川 崇「損害保険会社が交通事故の損害賠償請求権を保険代位した場合、被害者とともに消滅時効が進行するとし、加害者の消滅時効の援用が認められた事例」判例評論 644 号 166-170 頁 (2012)査読無

④香川 崇「近時の重要判例で見る時効―最判平 24・3・16（金判 1391-13）を中心にして―」月報司法書士 486 号 12-20 頁(2012)査読無

⑤香川 崇「フランスにおける消滅時効の中断（一）」富大経済論集 59 巻 2 号 89-134 頁(2013)査読無

⑥香川 崇「フランスにおける消滅時効の中断（二・完）」富大経済論集 60 巻 2 号 229-276 頁(2014)査読無

〔図書〕（計1件）

松川 正毅、金山 直樹、横山 美夏、森山 浩江、香川 崇編著『判例にみるフランス民法の軌跡』法律文化社、2012、338

6. 研究組織

(1)研究代表者

香川 崇 (KAGAWA, Takashi)
富山大学・経済学部・教授
研究者番号：80345553

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし